

# 《 事務所ニュース 2016年10月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 雇用保険の適用拡大等について

今まで、65歳以上の労働者を雇用した場合、雇用保険の被保険者とはなれませんでした。平成29年1月以降は65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」

(65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者) となっている場合を除き適用除外です。

### ○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件である、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあることに該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を、被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

### ○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件である、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあることに該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を、平成29年3月31日までに提出してください。

### ○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です。

(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されません。)

## Q&A

### Q1

平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の労働者だけが対象となりますか。それとも、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者がいますが、平成29年1月1日になったら雇用保険の加入手続きをしなければならないのですか？

### A1

平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合だけでなく、平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者についても、対象となります。

### Q2

平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者について、適用要件に該当するかどうかはいつの時点で判断しますか？

### A2

適用要件に該当するかは、平成29年1月1日時点で判断してください。資格の取得日は平成29年1月1日となります。なお、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。

### Q3

65歳以上の方も雇用保険料を徴収するのですか？

### A3

保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。

## 高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となることから、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定(※1)を受ける必要があります。

その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給(※2)されます。

(※1)

受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・ 離職前1年間(病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができる場合があります)に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上

(※2)

被保険者であった期間が1年以上の場合

：基本手当日額の50日分

被保険者であった期間が1年未満の場合

：基本手当日額の30日分

・ 基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%

### 地域最低賃金の改定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成28年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」)を取りまとめました。

これにより千葉県の最低賃金は、平成28年10月1日から**942円**に引き上げられます。

◆最低賃金の適用範囲

常用・臨時・パート・アルバイト等の属性、性別、国籍、年齢の区別なく、すべての労働者に適用されます。また、派遣中の労働者については、派遣先の事業所に適用される最低賃金が適用されます。

◆最低賃金に算入されない主なもの

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に對して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与等1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

千葉県近郊の改正状況は以下の通りです。

平成28年10月1日発効

(単位：円)

都道府県	28年度	27年度	引き上げ額
埼玉	845	820	25
千葉	842	817	25
東京	932	907	25

### 厚生年金保険料率が引き上げられます

平成28年9月分(10月給与支給分)から、厚生年金保険の保険料率が「17.828%」⇒「**18.182%**」に引き上げられます。

今後、毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%の上限で固定されます。また、厚生年金基金に加入されている事業所の方は、保険料率が異なる場合がありますので、ご加入の厚生年金基金に確認ください。

なお、厚生年金保険料率の改定と算定基礎届による標準報酬月額改定は同じ月に行います。

◆9月分以降の保険料率(協会けんぽ・千葉)

本年9月分以降、厚生年金保険の保険料率が引き上げられ、健康保険、介護保険、厚生年金保険の保険料率は以下の通りとなります。

なお、協会けんぽの健康保険料率は、都道府県毎に異なります(介護保険料率は全国一律)。

また、健康保険組合の保険料率は、組合ごとに異なるので、それぞれの健康保険組合に、ご確認下さい。

★ 協会けんぽ千葉の場合

	事業主	被保険者	合計
健康保険	4.965%	4.965%	9.93%
介護年金	0.790%	0.790%	1.58%
厚生年金	9.091%	9.091%	18.182%

### 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
労使間トラブルの相談  
就業規則等の人事制度構築  
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行  
個別年金相談(老齢・障害・遺族)  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)